

「森林の土地の所有者届出制度」

平成24年度より、新たに森林の土地所有者となった方々の届出制度が設けられました。

これまでは森林の所有者が分からないために、①行政が森林所有者に対して助言等ができない、②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない、といった課題がありました。そこで森林の土地所有者を把握するために、森林法の改正によってこの制度が規定されました。

対象は、売買契約、相続、贈与等によって森林の土地を新たに取得した個人・法人です（但し例外あり）。また、所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある町村の長に届出いただくこととなります。なお、相続の場合は、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出の必要があります。

より効果的な森林行政の推進のため、皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※詳しくは大島支庁産業課HP

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/11osima/industry/todokede.html>

又は、同課林務係（04992-2-4434）まで